中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イー③)の規定に 基づく不況業種の認定について

経済産業大臣により指定された業種を営む中小企業者で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、 信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。

なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

(1)受付場所

台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128 〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階 ※ 5号認定の手続きは予約が必要となりますので、ご連絡ください。

(2)認定の要件

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- 2 〔法人〕区内に本店登記をしていること。 [個人]区内に主たる事業所があること。
- 3 別に定める<u>指定業種一覧</u>*1のいずれかに業種が該当していること。 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当の影響を与えていること。
- 4 指定業種の最近3か月売上高等(建設業にあっては完成工事高または受注残高)が前年同期比で 減少していること。
- 5 事業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額の割合が⊠ 5%以上であること。
- 6 事業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で、5%以上減少していること。 (最近3か月とは原則申請する月の前月、前々月、前々々月を指します。)
- *1 指定業種一覧およびその業種の定義について、次のホームページでご確認ください。 指定業種一覧 中小企業庁HP https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm 日本標準産業分類 総務省HP https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/ sangyo/H25index.htm
- ◆ 指定業種の売上高等の減少 A<B</p>

◆ 指定業種の減少額割合B-A × 100 = 5%以上であること→ 少数点以下第2位切捨て(四捨五入ではありません)

(3)必要書類

<u>(ン/必3</u>	<u> </u>	
1	法人/個人	申請書 ※2確認書をご記入いただいてから申請書の記載をお願いします。
2	法人/個人	確認書
3	法人/個人	確認書の各月売上高を確認できる同一資料2期分(試算表、総勘定元帳等)
		※売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの(一行書き、決算書のみ等は不可)
		※決算書等の集計ベースと一致している円単位の資料であること
		例)法人の場合:法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高を
		確認できる資料(前期分)が千円単位で一致する 等
		例)個人の場合:青色申告決算書の月別売上(収入)金額と売上高を
		確認できる資料(前期分)が一致する 等
4	法人/個人	最近1年間の売上高を確認できる資料(試算表、総勘定元帳等)
		※最近1年間とは、確認書の最近1か月よりさかのぼった12か月分とします
		※売上高を導き出した経緯が確認できる明細があるもの
	法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)
6	法人	法人税申告書·決算書·勘定科目内訳明細書等控一式(2期分)
		※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
	個人	最新の確定申告書・青色申告決算書等控一式(2期分)
		※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。
7	法人	法人実印(訂正印用です)
	個人	事業主の実印(訂正印用です)
	法人/個人	許認可証、届出書等の写し ※許認可が必要な業種についてのみ
9	法人/個人	前回と同業種で再申請される場合は、前年度取得した5号認定書写し
*	上記の他、必要に応し	じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。

(4)留意点

- ・ 認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくことになります。
- 特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、 経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・台東区HPも併せてご覧ください。https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyoukeiei/yusijoseikin/yushiseido/nintei seido/5gou i.html